

(別紙) ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針及びヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針の一部を改正する告示(案)の修正について

令和5年●月●日
こども家庭庁
文部科学省
厚生労働省

ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針及びヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針の一部を改正する告示(案)について、令和5年3月31日(金)から同年4月30日(日)まで御意見を募集したところですが、本案について、以下の修正を行いましたので、公表します。

1. 修正内容

修正箇所	修正後	修正前
ART指針 第4章第1の4 (5)の⑤	⑤ <u>倫理審査委員会は、遺伝性又は先天性疾患に関する研究計画の審査を行う場合、遺伝医学の専門家に意見を求めること。</u>	(新設)

2. 修正理由

現行のヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針(以下「ゲノム編集指針」という。)において、遺伝性又は先天性疾患研究の研究計画の審査にあたっては遺伝医学の専門家に意見を求める旨規定されています。このため、令和5年6月19日～6月23日に開催された第6回「ヒト受精胚等へのゲノム編集技術等を用いる研究に関する合同会議」において、ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針(以下「ART指針」という。)の対象研究範囲に遺伝性又は

先天性疾患研究を追加するにあたっては、ART指針においても「倫理審査委員会は、遺伝性又は先天性疾患に関する研究計画の審査を行う場合、遺伝医学の専門家に意見を求めること。」を要件として追加することが適当であるとされたため、当該要件を改正案に追加しました。